

## 運 営 規 程

### 三沢老人ホーム（短期入所生活介護）

#### （事業の目的）

第1条 この事業所が行う短期入所生活介護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練等を行う等、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力応じ自立した日常生活を営むことができよう、支援することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため、緊急等やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 四 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に、その内容等について説明する。

#### （事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- |        |                 |                     |
|--------|-----------------|---------------------|
| 一 名 称  | 三沢老人ホーム         | } ※サービス提供は24時間、年中無休 |
| 二 所在地  | 三沢市大字三沢字園沢156-8 |                     |
| 三 営業日  | 月曜日～金曜日         |                     |
| 四 営業時間 | 午前9時～午後5時       |                     |
| 五 休業日  | 土曜日、日曜日、祝祭日     |                     |

#### （従業者の職種及び員数）

第5条

施設に、次の職員を置くものとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、入所者及びその家族の生活相談受付、社会生活上の便宜供与、援助を行う。
- 三 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、入所者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必

要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

四 看護職員 3名以上

看護職員は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

五 介護職員 4名以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内で、その他の職員を置くことができる。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第5条 指定短期入所生活介護サービスの利用に当たって、利用者は各種法令等、及び当該施設が定める事項等を遵守し、他の利用者の日常生活に迷惑を及ぼさないように留意する。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定短期入所生活介護は、特別養護老人ホームに併設する専用ユニット居室、及び入所者に利用されていない居室を使用し、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況、利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を次の通り行う。

- 一 介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談及び援助
- 六 教養娯楽及びレクリエーション

- 2 短期入所生活介護のユニット数は1ユニットとし、定員は専用個室10名として受入する。
- 3 併設の入所施設に空床が発生し（入院や外泊等）、本来利用者ので承の基であれば、その居室を短期入所居室として使用ができる（空床利用）。
- 3 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定受領サービスであるときは、市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき請求する。
- 4 前項の他、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとする。
  - 一 居住費 1日 下記参照
  - 二 食費 1日 1,450円（朝食 410円 昼食 550円 夕食 490円）  
利用者が特別な食事を選定する場合はその実費額

負担額について

利用者負担段階区分	負担額	
	居住費	食費
第1段階	日額 880円	日額 300円
第2段階	日額 880円	日額 600円
第3段階 ①	日額 1,370円	日額 1,000円
第3段階 ②	日額 1,370円	日額 1,300円
第4段階	日額 2,066円	日額 1,450円

三 理美容代 実費（1回 1,500円程度）

四 流動食管理費（持参された栄養液の管理費） 1回 300円

五 個別支援サービス（私用外出など）に要する費用

- (1) 片道15km未満の送迎介助サービス費 1回 1,000円
- (2) 片道15km以上の送迎介助サービス費 1回 2,000円

六 前各号の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるもの。

- 5 前第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、三沢市及び近隣市町村の区域内とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 看護職員及び介護職員等は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 当施設でのサービス提供中に利用者に対する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等及び市町村に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行なった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(非常災害対策)

第10条 当施設は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行なう。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は防火管理者に任命されたものが行なう。
- 3 消防訓練及び避難・救出訓練は年2回実施する。

(苦情処理、ハラスメント)

第11条 当施設が提供する短期利用施設サービス計画に基づいた介護老人福祉施設サービスに関する利用者及び家族等からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した短期施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行なう。
- 3 当施設は利用者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として担当職員を配置し解決に向けての調査を実施し、改善の措置を講じ必要に応じて楽晴会苦情解決第三者委員会へ報告。利用者及びその家族等に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 当施設が知り得た利用者又はその家族等の個人情報については、当施設での介護サービス

の提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の同意を得る。

(秘密保持)

第13条 当施設に勤務する職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏洩してはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏洩する事がないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行なうと共に、その従業者に対し研修を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の処置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生、及び非常事態下での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画に則り必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なう。

(衛生管理等)

第16条 当施設において感染症が発生、又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第17条 当施設は、原則として1ヶ月ごとに、職員の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示する。

- 2 当施設は、職員の資質向上のため、年4回の研修の機会を設ける。
- 3 当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当施設が加入する損害賠償保険に基づき、速やかに賠償するものとする。
- 4 当施設は、入所者の介護保険福祉サービスの提供に関し、施設サービス計画書、看護・介護記録、機能訓練記録、入所検討会議録その他必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られる場合に限り、これに応じることができる。

- 5 当施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 当施設では、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行い、施設において感染症の発生を防ぐ為の体制を整備し、指針を定め、お客様の安全確保を図ることとする。
- 7 当施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書（利用約款）に定めるほか、入所者及びその家族と当法人が協議して定める。

附則

この規定は、2024年12月10日から施行する。